

翻訳通信

翻訳と読書、文化、言葉の問題を幅広く考える通信

目次

■ 翻訳の歴史

山岡洋一

一 「アメリカ独立宣言」の翻訳(1)

「アメリカ独立宣言」には、慶応2年の福沢諭吉訳をはじめ、多数の翻訳がある。これらを音読していくと、幕末明治の福沢諭吉訳と中村正直訳が、じつはとくに意味が伝わりやすいうえ、「独立宣言」にふさわしく、力強い文章になっていることが分かる。これに対して口語体翻訳調の訳からは、訳者がどこか他人事として、原文の内容を解説しようとしているという印象を受ける。

翻訳通信 〒216 川崎市宮前区土橋4-7-2-502 山岡洋一 電子メール GFC01200@nifty.ne.jp
(@は半角文字に変えてください)

定期購読の申し込みと解除 <http://homepage3.nifty.com/hon-yaku/tsushin/index.html>

知り合いの方に『翻訳通信』を紹介いただければ幸いです。

『翻訳通信』を見本として自由に転送下さい。

バックナンバー <http://homepage3.nifty.com/hon-yaku/tsushin/index.html>

「アメリカ独立宣言」の翻訳(1)

なぜ、翻訳の歴史を考えるのか

翻訳の歴史について論じるというと、なぜなのか、と質問したくなる人もいるでしょう。たしかに歴史は面白い。最近では篤姫のブームになっていますし、織田信長や坂本龍馬をはじめ、歴史には興味をひかれる人物がたくさんいます。だから、歴史は面白い。しかし、面白いのは人物であり、翻訳の歴史に何か面白い物語があるというのか、そう思われても不思議ではありません。ですから、まず、翻訳の歴史を取り上げるのはなぜなのかを説明しましょう。

なぜ、歴史を振り返るのか、その理由は単純です。どのような分野でも、行き詰まったとき、前進したいときには、原点に戻るのが常識です。

たとえば、山を歩いているとき、道に迷ったらどうするか。もとに戻るのが常識です。先ほどの三叉路で右に行くべきだったのに、左に行ってしまったのが間違いだったとすると、このあたりで右方向に歩いていけば正しい道に行き当たるはずだと考えなくなります。しかし、この方法をとると、ますます迷って取り返しがつかなくなかなかねません。苦労して歩いてきた道を引き返すのは心が重いとしても、引き返さなくてはいけない。そうしなければ、前進はできません。

同じことが、たとえば、政治とか、社会とか、芸術とか、もっと大きな分野でもいえます。今回取り上げるのは、幕末から明治初期にかけての翻訳です。その時代背景になった明治維新とは何だったのかを考えてみましょう。維新という言葉は、漢文読み下しでは「これ新たなり」です。ものごとをすっかり新しくするという意味です。では、明治維新にあたって、ものごとを一新するためにどういう方法がとられたか。ご存じのように、「王政復古」という方法がとられています。復古、つまり昔に戻ったのです。新しい時代に適応するために、前進するために、昔に戻ったのです。

前進するために昔に戻るといえるのは、明治維新に限ったことではありません。たとえばヨーロッパの文化の歴史をみていくと、ルネサンスが近代的な文

化の出発点になっていますが、これも古代ギリシャ・ローマ文化に戻る運動でした。宗教改革は、キリスト教の原点に戻る運動でした。近代思想に大きな影響を与えたルソーは、「自然に戻れ」、つまり原始の昔に戻れと主張しました。

いま、アメリカの金融危機をきっかけに、世界的に経済が急速に悪化しています。新聞や雑誌を読んだだけでも分かるはずですが、こうなると世界の経済専門家は過去を振り返り、歴史をみて、解決の方法を探ろうとします。そこで、世界経済が同じような苦境に陥った 1930 年代の大恐慌に注目する人が増えています。大恐慌の時代にどのような政策がとられ、どのような経済理論が生まれたのかを調べて、前進のためのヒントを得ようとしているのです。

このように、どのような分野であっても、道に迷ったとき、前途がみえにくくなったとき、閉塞状況から抜け出したいとき、現状から飛躍したいときには、歴史を振り返り、原点に戻る方法が使われます。翻訳でも、同じ方法が使えるはず。そう思うから、翻訳の歴史をみてみようとするのです。

翻訳の現状

翻訳の現状が素晴らしいのであれば、歴史を振り返る必要はそれほどありません。翻訳は着実に進歩してきた、これまでと同じ道を歩んでいけばもっとよくなるだろうと思えるのであれば、昔に戻る必要などないのですから。

ですから、翻訳の歴史をみてみようと思うのは、翻訳の現状に満足できないからです。翻訳の現場で苦闘している立場から、現状のどこに問題があるのかを簡単にまとめておきましょう。現状に問題があるからこそ、歴史をみてみようと思うのですから、歴史について論じる前に、現状はどうなのかをまとめておくことは不可欠です。

翻訳の現場にいる立場からいうなら、日本の翻訳はいま、長年の規範が崩れて、新しい方向がみえない状況にあると思えます。翻訳にはさまざまな分野があり、分野によって性格に違いがありますが、大

きくいうなら、20年ほど前まで、いわゆる翻訳調という規範が確立していました。いまはどうかというと、翻訳のさまざまな分野のうち、とくに目に付きやすい部分、つまり一般読者向けの出版翻訳の分野では、翻訳調は蛇蝎のごとく嫌われているといえます。

翻訳調とは何かを論じていけば、それで1冊の本が書けるほどですから、ここでは簡単に触れておくだけにします。翻訳調とは要するに、学校英語の英文和訳のように訳す方法です。実際には、学校英語の方が翻訳調を取り入れて、英文和訳の教育法、学習法ができたのでしょうか。いずれにしろ、英和辞典に書かれた訳語を使い、学校英語の英文法で教えられる規則にしたがって訳していくのが、翻訳調です。

20年ほど前まで、この翻訳調がいかに強い規範であったかは、たとえば当時、辞書にない訳語を使って訳すのは「意識」だとされて、嫌われていたことを考えてみれば、十分に理解できるはずです。

いまでは、翻訳調という言葉、別の言い方をすれば学者訳という言葉は、少なくとも一般読者向けの出版翻訳の世界では、非難するとき、悪くいうときにしか使われませんから、かつて強固だった規範が崩れたのはたしかでしょう。翻訳調は時代の要請に合わなくなったのであり、規範が崩れたのは当然だし、良いことだというのが適切な見方だと思います。

ではいま、どのような翻訳が好まれているかというと、一般には、「読みやすく分かりやすい翻訳」、別名「こなれた翻訳」でしょう。「読みやすく分かりやすい翻訳」とはどのような翻訳なのかは、かならずしもはっきりしているわけではありませんが、いま、新聞や雑誌の書評で翻訳書が取り上げられるとき、「訳文はこなれている」とか「読みやすく分かりやすい」などの表現が決まり文句になっているのをみれば、これが常識になっていることが分かります。

この常識が正しいと思うのであれば、翻訳者や編集者は、「読みやすく分かりやすい」翻訳を目指して、日夜努力すればいい。歴史を振り返る必要などありません。しかし、これが正しい方向だとなどと考えられるのでしょうか。じつのところ、「読みやすく分かりやすい翻訳」というのは、読みにくく分かりにくい翻訳調はいやだと駄々をこねているだけ

なのです。過去の規範を否定しているだけで、新しい方向は何も示していません。新しい方向は何もみえていないのです。これでは翻訳の質は高まりません。幼稚さにお墨付きを与えるだけです。翻訳に真剣に取り組もうとするのであれば、「読みやすく分かりやすい翻訳」なんぞを目指そうとは考えません。もっと上を目指します。

そのためには、翻訳調とは何だったのか、翻訳調のどこにどういう問題があり、どこをどう乗り越えていくべきかを考えていくべきです。翻訳調という古い規範が崩れた現状で、新しい規範を確立することを目指すべきです。そう考えたとき、翻訳の歴史を振り返ることが是非とも必要だと思えてくるはずです。

もうひとつ、翻訳とは一見、何の関係もない動きからも、翻訳の歴史を振り返ってみたいと痛感しています。いわゆるオバマ現象です。4年前の2004年、オバマ氏は上院議員ですらなく、まったく無名の政治家でした。異例の抜擢で、民主党大会の基調演説を行ったとき、会場に集まった人たちは当初、おしゃべりに熱中していて、ほとんど誰も、演説を聞いていなかったといえます。ところが、演説に注目する人が少しずつ増えて、最後には皆、熱狂したそうです。この演説で、オバマ氏は一躍注目されるようになり、4年後には大統領選挙で圧勝するまでになりました。演説の力、言葉の力をこれほど鮮明に示した例は、めったにないのではないかと思います。

マスコミでは、日本にオバマ氏のような力のある政治家がいないと嘆く論調が目立っています。ですが、翻訳者という立場からは、もっと気になることがあります。翻訳者は日本語を書く仕事をしていすから、政治よりも日本語にはるかに強い関心をもっています。その立場からいうなら、いまの日本語では、どれほど力のある政治家が登場しても、1回の演説で人びとに感銘を与えられるとは考えにくいと思えます。いまの日本語には、そのような力がないと思えてならないのです。

オバマ演説を聞くと、英語が日本語といかに違うか痛感させられます。演説を聞き、トランスクリプトを読んでみてください。一語一句を正確に記録したトランスクリプトが、見事な文章になっています。力があり、リズムがあり、記憶に残る文章になっているのです。演説で使われる話し言葉が、文章で使われる書き言葉と一致していて、どちらも力強いも

のになっています。もちろん、オバマ氏のように、あるいはクリントン元大統領のように、優秀な話し手であれば、という条件が付きませんが、優秀な話し手であれば、力のある演説や講演がそのまま、力のある文章になります。いまの日本語でこれが可能かどうか、考えてみるまでもないのではないのでしょうか。いまの日本語では、書き言葉と話し言葉は乖離しています。そして、おそらくはその結果、どちらも力がなくなっている。これが日本語の現状ではないのでしょうか。

いま、日本語の書き言葉でふつうに使われている文体は、口語体と呼ばれています。明治の言文一致運動からはじまったのが口語体ですから、言と文が一致しているはずなのですが、事実は正反対です。話し言葉は文章にならず、文章は話し言葉になりません。原稿に基づいて話そうとすると、国会の演説のように、眠気を誘うものになります。聞き手に感銘を与えられる演説や講演などできるはずがありません。

それが翻訳とどういう関係があるのかと思われるかもしれません。しかし翻訳には、過去 150 年にわたって日本語を作ってきた伝統があります。いまの日本語はかなりの程度まで、翻訳によって作られてきたのです。ですから、いま、日本語を鍛え直す必要があるとするなら、翻訳者はそのための努力の一端を担うべきだと思うのです。

というわけで、翻訳の歴史をみていこうと思うのですが、その際に原点になるのは、幕末から明治初期にかけての翻訳でしょう。いま、翻訳という言葉で考えるものが本格化したのが、この時期だからです。翻訳を広く考えるなら、それ以前にもほぼ 1000 年にわたる伝統があります。漢文読み下しという形で、古代中国語の文献を日本語に訳してきたからです。ですが、欧米の言語からの翻訳がはじまったのは事実上、江戸時代中期の『解体新書』からであり、本格化したのは、幕末からです（安土桃山時代には欧米の言語からの翻訳があったのですが、江戸時代には継承されていません）。

題材としての「アメリカ独立宣言」

翻訳の歴史を考えると、幕末明治から現代まで、何人もの人が同じ原文を訳しているものを題材にするのが便利です。原文が同じなので、翻訳のスタイルの違いを考えるのが容易になるからです。

今回はそういう題材のひとつとして、「アメリカ独立宣言」を選びました。この翻訳でとくに有名なのは、福沢諭吉訳であり、『西洋事情』に収められています。この本が出版されたのは慶応 2 年（1866 年）ですから、明治維新の前の年です。

福沢諭吉訳は、翻訳論でよく取り上げられます。とりわけ有名なのが以下の本です。

柳父章著『比較日本語論』（バベル・プレス、1979 年）

この本の第 5 章で、柳父章は「独立宣言」の冒頭部分を取り上げて、福沢諭吉訳と翻訳調の「直訳」を比較し、福沢訳がいかに優れているかを論じています。名詞中心の英語の構文を用言中心の日本語の構文で訳しているからだといいます。柳父章のこの指摘に基づいて、翻訳の方法や日本語と英語の違いを論じたものには、たとえば以下があります。

安西徹雄著『英語の発想』（ちくま学芸文庫、2000 年）第 2 章

小川明著「日英語の性質の違いが翻訳に及ぼす影響(4)」([読んで得する翻訳情報マガジン No.176](#))

それほど有名な翻訳論のある題材を取り上げたのは、福沢訳以外に、いくつもの翻訳が見つかったからです。何種類もの翻訳を入手できたのは、知り合いの優れた翻訳家が、以下の論文を教えてくださいましたからです。

白井厚、田中義一、原田譲治「『アメリカ独立宣言』の邦訳について」三田学会雑誌 77 巻 3 号（1984 年 8 月）、77 巻 4 号（1984 年 10 月）、77 巻 6 号（1985 年 2 月）、78 巻 2 号（1985 年 6 月）79 巻 1 号（1986 年 4 月）

この論文の(1)（三田学会雑誌 77 巻 3 号）によれば、江戸時代後期から 1980 年代初めまで、ほぼ 100 年間に 26 種類の翻訳が発表されています。このうち入手できたものに、その後の翻訳もくわえて、以下を今回の検討の対象にしました。

- ① 福沢諭吉訳 『西洋事情』（慶応 2 年、1866 年）巻之二 pp. 4 - 10
- ② 中村正直訳 『共和政治』（明治 6 年、1873 年）pp. 19 - 26
- ③ 高橋正次郎訳 『自由之権利』（明治 28 年、1895 年）pp. 311 - 320

- ④ 倉持千代訳 同訳述『米國憲法史』（有斐閣、昭和4年、1929年） pp. 248 - 255
- ⑤ 高木八尺訳 同著『米國政治史序説』（有斐閣、昭和6年、1931年） pp. 258 - 260
- ⑥ 立教大学アメリカ研究所訳 D. W. オーヴァトン著『アメリカ政治思想の系譜』（潮書房、昭和25年、1950年） pp. 46- 52
- ⑦ 人権思想研究会訳、同編『世界各国人権宣言集』（巖松堂、昭和25年、1950年） pp. 81 - 84
- ⑧ 高木八尺訳 アメリカ学会訳編『原典アメリカ史』第2巻（岩波書店、昭和26年、1951年） pp. 187 - 193
- ⑨ 宮田豊訳 大石義雄編『世界各国の憲法典』（有信堂、昭和31年、1956年） pp. 23 - 27
- ⑩ 高木八尺訳 『世界の名著 33 フランクリン、ジェファーソン他』（中央公論社、昭和45年、1970年） pp. 232 - 237
- ⑪ 齊藤真訳 『アメリカ史の文脈』（岩波書店、昭和56年、1981年） pp. 102 - 110
- ⑫ 土田宏訳 W. ケンドール、G. ケアリー著『アメリカ政治の伝統と象徴』（彩流社、昭和57年、1982年） pp. 236 -241
- ⑬ 友清理士訳、同著『アメリカ独立戦争』（学研M文庫、平成13年、2001年） [著者のインターネット・サイト](#)

「アメリカ独立宣言」の原文はたとえば[アメリカ政府アーカイブ・サイト](#)にあります。

訳者の経歴

何人かの訳者の経歴を簡単に紹介しておきましょう。

福沢諭吉（1835～1901年）

経歴がとくによく知られているのは、福沢諭吉でしょう。1835年に中津藩士の息子として大阪に生まれ、適塾などで蘭学を学んだ後、江戸に出て、安政5年（1858年）に蘭学塾を開きます。これが現在の慶応義塾の起源であり、2008年が150周年にあたっています。万延元年（1860年）に咸臨丸で米国へ行き、文久元年（1861年）には幕府の遣欧使節団に加わっています。

慶応2年（1866年）に出版された『西洋事情・初編』で「アメリカ独立宣言」を訳しています。その後、明治5年（1872年）の『学問のすゝめ・初編』、明治8年（1875年）の『文明論之概観』などを出版しており、明治初期を代表する啓蒙思想家、教育者です。

中村正直（1832～1891年）

福沢諭吉とくらべれば、知名度はやや低いものの、やはり明治初期を代表する教育者、翻訳家です。天保3年（1832年）に幕臣の息子として江戸に生まれ、昌平坂学問所などで儒学を学び、幕末期を代表する儒者になって、「江戸川聖人」と呼ばれました。安政2年（1855年）に昌平坂学問所教授になっています。その間、密かに蘭学、英学を学んでいます。

慶応2年に幕府が留学生をイギリスに派遣したとき、若者が伴天連にならないように監督する必要があると主張して、留学生取締として英国にわたりました（そう主張した本人が、真っ先にキリスト教徒になったそうです）。帰国後、サミュエル・スマイルズの *Self-Help* を訳した『西国立志篇』、J.S.ミルの *On Liberty* を訳した『自由之理』が大ヒットしています。とくに『自由之理』は、自由民権運動の出発点になったことで有名です。

高橋正次郎^{まさじろう}

高橋正次郎については、J.S.ミルの *On Liberty* を訳した『自由之権利』という訳書があることが分かるだけです。「米國独立之檄文」は『自由之権利』の付録として巻末に収められています。

高橋訳『自由之権利』の翻訳の特徴については、「翻訳通信」2006年12月号（第2期第55号）で論じています。とくに面白いのは、本文の段落の頭に「◎第九章」などと書かれ、各文の頭に数字が振られている点です。「凡例」にはこう書かれています。

一 「第一章」「第二章」等ノ區畫ハパラグラフノ謂ナリ。1 2 3 等ノ數字ハセンテンスノ區畫ナリ。是主トシテ原書ニ對照スル人ノ便ヲ圖リテナリ。故ニ少シク英學カアル仁ハ成ルベク原書ト對照セラレヨ。

「米國独立之檄文」にはこのような数字はなく、『自由之権利』の本文とは翻訳のスタイルに若干違いがあります。それでも、この「凡例」を読むと、明治の半ばには、「英學カアル仁」が増えて、「原書ニ對照スル人」のために翻訳が行われるようになったことがよく理解できるはずで

倉持千代

『米國憲法史』という訳書があること以外、何も分かりません。

高木八尺^{やさか}（1889～1984年）と齊藤真（1921～2008年）

ともにそれぞれの時期を代表する政治学者、アメリカ政治史研究者であり、東京大学名誉教授です。高木八尺の弟子で後継者が斉藤真です。

その他の訳者

宮田豊は保守派の憲法学者として有名な大石義雄の弟子であり、京都産業大学名誉教授です。**土田宏**はアメリカ政治学者で、城西国際大学国際人文学部教授です。

昭和初期以降の訳者をみていくと、政治学者や憲法学者が大部分であることが分かります。これは偶然ではありません。この時代にはどの分野でも、その分野を代表する学者が重要な文献を翻訳することになっていたので、欧米の進んだ知識を吸収することが学者の使命でしたから、重要な文献の翻訳は、学者にとって本業中の本業だったのです。

福沢訳、中村訳とその後の訳の違い

同じ原文でさまざまな翻訳があるわけですが、これらについて考えるときには何よりもまず、それぞれをじっくりと読み、味わってみるべきだと思います。とくに、幕末の福沢諭吉訳と明治初期の中村正直訳をじっくりと味わい、何かを感じてもらいたいと思っています。

福沢諭吉訳には、『福澤諭吉著作集第1巻』（慶應義塾大学出版会）など、図書館などで比較的簡単に読めるものがいくつかあります。しかし、その福沢諭吉訳も、おそらくそういう便利な方法が使えない中村正直訳も、もうひとつ、明治半ばの高橋正次郎訳も、国立国会図書館の近代デジタルライブラリーで、画像をダウンロードできるようになっています。慶応年間と明治に出版された本のそのままの画像があるので、できればそちらで読んでいただければと願っています。

資料1に掲げたURLで訳文をダウンロードし、印刷して読むと、じつに面白い点がいくつか分かります。

第1に、福沢諭吉訳と中村正直訳では、活字ではなく木版が使われています。なにしろ浮世絵では、髪の毛の一本一本まで木版で表現していたのですから、文字ばかりの本を木版で出版するのは何でもなかったはずで。

第2に、2種類のルビが使われていることに気付くはずで。たとえば福沢訳をみると、第2段落の○の後の「因循姑息」には右側に「インジュンコソク」というルビがあり、左にも「ナゲヤリ」というルビが付いています。右ルビは読みを示し、左ルビは意味を示しています。いまでは右ルビすらあまり使われず、まして左ルビが使われた例はみたことがありませんが、当時のごく普通に使われていたようで、中村正直訳でも、本文2行目の「管轄」に「シハイ」という左ルビが付いています。

第3に、福沢諭吉訳の時代には句読点がなかったことが分かります。たとえば『福澤諭吉著作集第1巻』には句読点が付いていますが、これは著作集の編集段階で付けたものです。中村正直訳になると、句読点の代わりに、ピリオッドに近いものが付けられています。おそらく、音読する際の息継ぎの場所を示しているのだと思います。

しかし、福沢訳を読むと、句読点がないのに、文章の区切りが明らかであるのに驚かされます。句読点に頼れなかったので、文章をしっかり構成しているのでしょう。

第4に、福沢諭吉や中村正直の時代に、段落冒頭の一文字下げがなかったことが分かります。高橋正次郎の訳書にもありません。

資料1 国立国会図書館近代デジタルライブラリーのURL

福沢諭吉訳 『西洋事情』（慶応2年、1866年）

http://kindai.ndl.go.jp/BIIImgFrame.php?JP_NUM=56000690&VOL_NUM=00002&KOMA=6&ITYPE=0

（画面右上の「印刷/保存」をクリックし、6-12ページを保存し印刷してください）

中村正直訳 『共和政治』（明治6年、1873年）

http://kindai.ndl.go.jp/BIIImgFrame.php?JP_NUM=40019604&VOL_NUM=00001&KOMA=26&ITYPE=0

（画面右上の「印刷/保存」をクリックし、26-33ページを保存し印刷してください）

高橋正次郎訳 『自由之権利』（明治28年、1895年）

http://kindai.ndl.go.jp/BIIImgFrame.php?JP_NUM=40019783&VOL_NUM=00000&KOMA=165&ITYPE=0

（画面右上の「印刷/保存」をクリックし、165-170ページを保存し印刷してください）

福沢諭吉訳、中村正直訳ともに、片仮名と漢字を使っており、当然ながら、旧字旧仮名を使っているのです、はじめのときは少々とまどうかもしれません。

まず、よく知られているように、当時は濁点をほとんど使っていません。「～へカラズ」と書いて「～べからず」と読

資料2 読みにくい片仮名

片	トキ
𑖀	トモ、ドモ
𑖁	コト

みます。また、片仮名のなかに読めない字が3つあるはず。たとえば、福沢諭吉訳の本文3ページ目1行目の「趣旨ニ戻ル」の次の字が読めないはず。これは片仮名のトとキを組み合わせた字で、「トキ」と読みます。本文3ページ目7行目の「然れ」の次の字も読めないはず。これは片仮名のトとモを組み合わせた字であり、「トモ」または「ドモ」と読みます。本文5ページ目3行目の「意ヲ用ユル」の次にある「𑖁」に似た字も読めないでしょう。これは「コト」と読みます。しかし、これらに慣れ、二度三度と読むと、150年近く前に訳されたとは思えないほど、意味が伝わってくるのではないのでしょうか。

ここで重要なことは、黙読するのではなく、音読することです。いま、「読む」というと黙読が常識ですが、これが常識になったのはせいぜい50年ほど前からです。それ以前は音読が常識でした。福沢諭吉や中村正直が活躍したのは、150年近く前から、音読の時代です。だから、読むときは、音読してほしいと思います。

福沢諭吉訳、中村正直訳と、斉藤真訳、宮田豊訳を朗読して、20代の若者に聞いてもらったことが何度かあります。そのとき、比較的最近の訳よりも、150年近く前の訳の方が、じつは意味が伝わってくるようだという印象をもった若者が多かったようです。

そこで、音読用の資料を2つ用意しました。資料3は、福沢諭吉訳の「亜米利加十三州獨立ノ檄文」の全文です。ルビを追加して、音読しやすくしています（句読点はくわえていませんが、それでも十分に読みやすいことが分かるはず）。「独立宣言」の原文も掲げています。資料4は、検討の対象にした訳すべての第1段落です（実際には「独立宣言」の原文は段落がないのですが、通常、第1セン

テンスを第1段落としています）。ほんとうはすべての訳の全文を掲げたかったのですが、そうもいかないので、第1段落だけを掲げます。第1段落の原文は以下の通りです。

When in the Course of human events, it becomes necessary for one people to dissolve the political bands which have connected them with another, and to assume among the powers of the earth, the separate and equal station to which the Laws of Nature and of Nature's God entitle them, a decent respect to the opinions of mankind requires that they should declare the causes which impel them to the separation.

ここで何よりも感じ取ってほしいのは、福沢諭吉訳と中村正直訳の力強さです。福沢訳には「亜米利加十三州獨立ノ檄文」という題名がついており、まさに檄文にふさわしい文体になっています。中村正直訳の題名は「布告書」ですが、やはり檄文と呼べる力強い文体です。

高橋正次郎訳から、少し文体が変わってきます。それでも、冒頭の「夫レ」や、第1段落最後の「～ナラズヤ」が典型ですが、文語体の決まり文句を使っているため、ある程度力のある文章になっています。

昭和初めの倉持千代訳からは、力強さがかなり薄れています。戦後の訳、たとえば宮田豊や斉藤真訳を読むと、檄文と呼べるような文章ではないという印象を受けます。福沢諭吉の訳が檄文だとするならば、戦後の訳は解説だと思えます。わたしはこんな馬鹿なことは考えませんが、原文にはこう書かれていますと解説しようとしていると感じられるのです。

もちろん、世の中が騒然としていた慶応2年と平和になった戦後では、時代背景が違います。だから、「独立宣言」が何か他人事になったのも不思議だとはいえません。しかし、翻訳調、とくに口語体翻訳調が使われるようになって、何が失われたかを考えるうえで、福沢諭吉訳とたとえば斉藤真訳の印象の違いは、ひとつのヒントになるように思えます。なぜ、このように印象の違う訳になったのか、この点を課題に、つぎに、訳文を分析していきたいと思えます。（以下次号）

資料3 福沢諭吉訳の「アメリカ独立宣言」と原文

千七百七十六年第七月四日亜米利加十三州獨立ノ檄文

人生已ムヲ得サルノ時運ニテ一族ノ人民他國ノ政治ヲ離レ物理天道ノ自然ニ從テ世界中ノ萬國ト同列シ別ニ一國ヲ建ル時ニ至テハ其建國スル所以ノ原因ヲ述ヘ人心ヲ察シテ之ニ布告セサルヲ得ス

天ノ人ヲ生スルハ億兆皆同一轍ニテ之ニ附與スルニ動カス可カラサルノ通義ヲ以テス即チ其通義トハ人ノ自カラ生命ヲ保チ自由ヲ求メ幸福ヲ祈ルノ類ニテ他ヨリ之ヲ如何トモス可ラサルモノナリ人間ニ政府ヲ立ル所以ハ此通義ヲ固クスルタメノ趣旨ニテ政府タランモノハ其臣民ニ満足ヲ得セシメ初テ真ニ權威アルト云フベシ政府ノ處置、此趣旨ニ戾ルトキハ則チ之ヲ變革シ或ハ之ヲ倒シテ更ニ此大趣旨ニ基キ人ノ安全幸福ヲ保ツヘキ新政府ヲ立ルモ亦人民ノ通義ナリ是レ余輩ノ辨論ヲ俟タスシテ明了ナルヘシ○因循姑息ノ意ヲ以テ考フレハ舊來ノ政府ハ一旦輕卒ノ舉動ニテ變シ難シト思フヘシ然レドモ同一ノ人民ヲ目的ト爲シテ強奪ヲ恣ニシ悪俗ヲ改メシメスハ遂ニハ自主自裁ノ特權ヲ以テ國內ヲ悩マスニ至ルヘシ故ニ斯ノ如キ政府ヲ廢却シテ後來ノ安全ヲ固クスルハ人ノ通義ナリ亦人ノ職掌ナリ○方今我諸州正シク此ノ難ニ羅レルカ故ニ政府舊來ノ法ヲ變革スルハ諸州一般止ム得サルノ急務ナリ英國王ノ行ヒヲ論スレハ不仁慘酷ノ他ニ記スヘキモノナク專ラ暴政ヲ以テ我諸州ヲ抑壓セリ今其事実ヲ枚擧シ之ヲ世界ニ布告シテ其明論ヲ待ツヘシ

英國王世上一般ノ利益ノタメ欠ク可ラサルノ良法ヲ採用セス○急要ノ事件指起ルトキ其土地ノ奉行ニテ法ヲ立ントスルモ英國王、之ヲ禁シテ王ノ免許ヲ得ルニ非サレハ之ヲ施行セシメス加之斯ク其施行ヲ禁シ王ハ自カラ之ヲ忘却シテ意ヲ用ユルコトナシ

The Declaration of Independence: A Transcription IN CONGRESS, July 4, 1776.

The unanimous Declaration of the thirteen united States of America,

When in the Course of human events, it becomes necessary for one people to dissolve the political bands which have connected them with another, and to assume among the powers of the earth, the separate and equal station to which the Laws of Nature and of Nature's God entitle them, a decent respect to the opinions of mankind requires that they should declare the causes which impel them to the separation.

We hold these truths to be self-evident, that all men are created equal, that they are endowed by their Creator with certain unalienable Rights, that among these are Life, Liberty and the pursuit of Happiness.--That to secure these rights, Governments are instituted among Men, deriving their just powers from the consent of the governed, --That whenever any Form of Government becomes destructive of these ends, it is the Right of the People to alter or to abolish it, and to institute new Government, laying its foundation on such principles and organizing its powers in such form, as to them shall seem most likely to effect their Safety and Happiness. Prudence, indeed, will dictate that Governments long established should not be changed for light and transient causes; and accordingly all experience hath shewn, that mankind are more disposed to suffer, while evils are sufferable, than to right themselves by abolishing the forms to which they are accustomed. But when a long train of abuses and usurpations, pursuing invariably the same Object evinces a design to reduce them under absolute Despotism, it is their right, it is their duty, to throw off such Government, and to provide new Guards for their future security.--Such has been the patient sufferance of these Colonies; and such is now the necessity which constrains them to alter their former Systems of Government. The history of the present King of Great Britain is a history of repeated injuries and usurpations, all having in direct object the establishment of an absolute Tyranny over these States. To prove this, let Facts be submitted to a candid world.

He has refused his Assent to Laws, the most wholesome and necessary for the public good.

He has forbidden his Governors to pass Laws of immediate and pressing importance, unless suspended in their operation till his Assent should be obtained; and when so suspended, he has utterly neglected to attend to them.

○英國王ハ州内一般ニ的當セル法令ヲ施スコトヲ拒ミ其人民ヲシテ國法ヲ會議セシムルノ通義ヲ破レリ此通義ハ人民ニ於テハ甚タ貴重ニシテ暴政ヲ行ハントスル者ノ恐ル、所ナリ

○英國王其國法ヲ會議スル場所ヲ不都合ナル遠地ニ設ケテ人民ノ議論ヲ避ルハ人ヲシテ奔走ニ疲レ余議ナク其法ニ從ハシメント欲スルナリ

○英國王果斷ヲ以テ人民ノ通義ヲ破ラント欲シ屢國民ノ會議局ヲ廢シタリ

○英國王此會議局ヲ廢シテ更ニ再建ヲ拒ミ之ニ由テ國政ヲ議スルノ權ハ自カラ國民ニ歸シ其本國ハ内外ノ危害ヲ蒙ルニ至レリ

○英國王我諸州ニ人口ノ繁殖スルヲ妨ゲント欲シ外人歸化ノ法ヲ廢シテ其移住ヲ禁シ土地分配ノ新法ヲ立タリ

○英國王此國ニ裁判ノ權ヲ附與スルヲ拒テ裁判局ヲ廢シタリ

○英國王特權ヲ恣ニシテ官爵ヲ與奪シ俸祿ヲ増減セリ

○英國王新ニ官吏ヲ命シテ此國ニ送り國內ニ群集シテ我州民ヲ煩ハシメ我州民ノ膏血ヲ竭サシメタリ

○英國王我輩ノ衆議ニ戻テ無事ノ時モ州内ニ常備兵ヲ設ケタリ

○英國王文武両局ヲ別チ武局ヲ以テ文局ノ右ニ置タリ

○英國王我法律ニ戻リ我政治ニ異ナル一殊ノ政ヲ以テ我人民ヲ制伏セント欲シ徒黨ヲ結テ其黨ノ議定シタル偽法ヲ許シタリ

○蓋シ其趣旨ヲ察スルニ斯ノ如クシテ我國內ニ大兵ヲ送ラントスル為メナリ大兵ヲ送テ我州民ヲ殺害スルトモ空論ヲ述テ其罪ヲ遁レントスル為メナリ

我國ト世界中トノ貿易ヲ絶ントスル為メナリ

我州民ノ承服セサル賦稅ヲ收斂セントスル為メナリ

我輩ヲ海外ニ送テ妄ニ害ヲ加ヘントスル為メナリ

我近傍ニ一州ノ地ヲ占メ其州内ニ元來英國寬裕ノ法律ヲ廢シテ自主自裁ノ政ヲ

He has refused to pass other Laws for the accommodation of large districts of people, unless those people would relinquish the right of Representation in the Legislature, a right inestimable to them and formidable to tyrants only.

He has called together legislative bodies at places unusual, uncomfortable, and distant from the depository of their public Records, for the sole purpose of fatiguing them into compliance with his measures.

He has dissolved Representative Houses repeatedly, for opposing with manly firmness his invasions on the rights of the people.

He has refused for a long time, after such dissolutions, to cause others to be elected; whereby the Legislative powers, incapable of Annihilation, have returned to the People at large for their exercise; the State remaining in the mean time exposed to all the dangers of invasion from without, and convulsions within.

He has endeavoured to prevent the population of these States; for that purpose obstructing the Laws for Naturalization of Foreigners; refusing to pass others to encourage their migrations hither, and raising the conditions of new Appropriations of Lands.

He has obstructed the Administration of Justice, by refusing his Assent to Laws for establishing Judiciary powers.

He has made Judges dependent on his Will alone, for the tenure of their offices, and the amount and payment of their salaries.

He has erected a multitude of New Offices, and sent hither swarms of Officers to harrass our people, and eat out their substance.

He has kept among us, in times of peace, Standing Armies without the Consent of our legislatures.

He has affected to render the Military independent of and superior to the Civil power.

He has combined with others to subject us to a jurisdiction foreign to our constitution, and unacknowledged by our laws; giving his Assent to their Acts of pretended Legislation:

For Quartering large bodies of armed troops among us:

For protecting them, by a mock Trial, from punishment for any Murders which they should commit on the Inhabitants of these States:

For cutting off our Trade with all parts of the world:

For imposing Taxes on us without our Consent:

For depriving us in many cases, of the benefits of Trial by Jury:

For transporting us beyond Seas to be tried for pretended offences

施シ漸ク其境界ヲ廣メテ遂ニ其例ヲ以テ我諸州ヲモ獨裁ノ政治ニ属セントスル為メナリ

我州民ノ自カラ法令ヲ議定スヘキ權ヲ奪却シテ國王ノ徒黨ヨリ我輩ヲ制スルノ權柄ヲ執ルトテ之ヲ一般ニ布告セントスル為メナリ

○英國王ハ我州民ノ保護ヲ廢シ我諸州ニ向テ師ヲ遣リタルニ由テ自カラ此諸州ヲ支配スルノ權ヲ棄タルナリ

○英國王我近海ヲ掠メ我海岸ニ冠シ我都府ヲ燒キ我人民ノ命ヲ害セリ

○英國王殺人滅國ノ暴政ヲ遂ゲント欲シ方今ハ外國ノ大兵ヲ雇テ我國ニ送リタリ其不義慘酷往古ノ夷狄ト雖ドモ為サル所ニテ豈文明ノ世ニ出テ人ノ上ニ立ツ者ノ舉動ナランヤ

○英國王洋中ニ於テ我國人ヲ捕ヘ強テ之ニ武器ヲ與ヘ其本國ニ向テ其親戚朋友ヲ伐タシメントセリ

○英國王我諸州ニ内乱ヲ起サシメテ我州内ノ人民ヲ印度ノ野人ト同様ニ御セント欲スレドモ印度人殺伐不仁ノ戰下ノヲ同日ニ論ス可ケンヤ

苛酷ノ法令ヲ出ス毎ニ余輩言ヲ卑フシ謹テ願訴シタレドモ嘗テ之ヲ聽カス随テ願訴スレハ随テ之ニ報ユルニ慘毒ヲ以テシ一令出ル毎ニ其暴政タルヲ證スルニ足レリ斯ノ如キ暴君ハ自由寛裕ナル人民ノ上ニ置ク可ラス

又我輩我本國タル英國ノ人民ニモ注意セサルニ非ラス英國ノ人民法ヲ議シテ非道ナル政治ヲ我諸州ニ加フルコトニ付テハ我輩屢之ニ忠告シ昔我輩ノ英國ヲ去テ此國ニ移住セシトキノ景況ヲモ述ヘ英國人一般ノ正論ヲ請ヒ或ハ骨肉ノ縁ヲ以テ懇談シ斯ク暴政ヲ行ヒナハ遂ニハ双方ノ交際モ絶ユヘキカ故ニ之ヲ辨論周旋スヘシト反覆請求シタレドモ英國人民モ共ニ是レ瞞首ニシテ嘗テ之カ為メ正論ヲ唱ヘス又骨肉ノ縁ヲモ顧ミス故ニ我輩止ムヲ得スシテ交ヲ絶チ英人ヲ見ルコト猶他國人ヲ待遇スルノ如クシテ戰ニハ之ヲ敵トシ太平ニハ之ヲ友トスヘシト決意シ

For abolishing the free System of English Laws in a neighbouring Province, establishing therein an Arbitrary government, and enlarging its Boundaries so as to render it at once an example and fit instrument for introducing the same absolute rule into these Colonies:

For taking away our Charters, abolishing our most valuable Laws, and altering fundamentally the Forms of our Governments:

For suspending our own Legislatures, and declaring themselves invested with power to legislate for us in all cases whatsoever.

He has abdicated Government here, by declaring us out of his Protection and waging War against us.

He has plundered our seas, ravaged our Coasts, burnt our towns, and destroyed the lives of our people.

He is at this time transporting large Armies of foreign Mercenaries to compleat the works of death, desolation and tyranny, already begun with circumstances of Cruelty & perfidy scarcely paralleled in the most barbarous ages, and totally unworthy the Head of a civilized nation.

He has constrained our fellow Citizens taken Captive on the high Seas to bear Arms against their Country, to become the executioners of their friends and Brethren, or to fall themselves by their Hands.

He has excited domestic insurrections amongst us, and has endeavoured to bring on the inhabitants of our frontiers, the merciless Indian Savages, whose known rule of warfare, is an undistinguished destruction of all ages, sexes and conditions.

In every stage of these Oppressions We have Petitioned for Redress in the most humble terms: Our repeated Petitions have been answered only by repeated injury. A Prince whose character is thus marked by every act which may define a Tyrant, is unfit to be the ruler of a free people.

Nor have We been wanting in attentions to our British brethren. We have warned them from time to time of attempts by their legislature to extend an unwarrantable jurisdiction over us. We have reminded them of the circumstances of our emigration and settlement here. We have appealed to their native justice and magnanimity, and we have conjured them by the ties of our common kindred to disavow these usurpations, which, would inevitably interrupt our connections and correspondence. They too have been deaf to the voice of justice and of consanguinity. We must, therefore, acquiesce in the necessity, which denounces our Separation, and hold them, as we hold the rest of mankind, Enemies in War, in Peace Friends.

タリ

故ニ亜米利加合衆國ノ名代人タル我輩其論說ノ正否ヲ世界中ノ公評ニ質サンカ為メ
ココニ會同シテ州内良民ノ名ニ代リ州内良民ノ權ヲ藉リ謹テ次件ヲ布告ス合衆諸
州ハ固ヨリ獨立スルノ理ヲ以テ獨立シ、英國ト交ヲ絶チ、英國ノ支配ヲ受ケス固ヨ
リ之ト離別スルノ理ヲ以テ之ト離別シ且既ニ不羈獨立ノ國ト為リタルカ故ニ或ハ
師ヲ出シ或ハ和睦ヲ議シ或ハ條約ヲ結ビ或ハ貿易ヲ為ス等都テ獨立國ニテ行フヘ
キ事件ハ我國ニ於テモ之ヲ施行スルノ全權アリ○右布告ノ趣旨ハ余輩天道ノ扶助
ヲ固ク信シテ幸福ト榮名ヲ此一舉二期シ死ヲ以テ之ヲ守ルモノナリ
十三州ノ名代人四十八名調印

出典

http://kindai.ndl.go.jp/BllngFrame.php?JP_NUM=56000690&lang=VOL_NUM=00002&lang KOMA=6&printTYPE=0
<http://www.tetsosaka-u.ac.jp/~okajima/bun/seiyojio.htm>

加藤周一・丸山眞男編『翻訳の思想』近代日本思想体系15、岩波書店、一九九一
年

『西洋事情』福沢諭吉著作集第1巻、慶応義塾大学出版会、二〇〇二年

We, therefore, the Representatives of the united States of America, in General Congress, Assembled, appealing to the Supreme Judge of the world for the rectitude of our intentions, do, in the Name, and by Authority of the good People of these Colonies, solemnly publish and declare, That these United Colonies are, and of Right ought to be Free and Independent States; that they are Absolved from all Allegiance to the British Crown, and that all political connection between them and the State of Great Britain, is and ought to be totally dissolved; and that as Free and Independent States, they have full Power to levy War, conclude Peace, contract Alliances, establish Commerce, and to do all other Acts and Things which Independent States may of right do. And for the support of this Declaration, with a firm reliance on the protection of divine Providence, we mutually pledge to each other our Lives, our Fortunes and our sacred Honor.

Button Gwinnett	Lyman Hall	George Walton	William Hooper	Joseph Hewes	John Penn
Edward Rutledge	Thomas Heyward, Jr.	Thomas Lunch, Jr.	Arthur Middleton	John Hancock	Samuel Chase
William Paca	Thomas Stone	Charles Carroll of Carrollton	George Wythe	Richard Henry Lee	
Thomas Jefferson	Benjamin Harrison	Thomas Nelson, Jr.	Francis Lightfoot Lee	Carter Braxton	Robert Morris
Benjamin Rush	Benjamin Franklin	John Morton	George Clymer	James Smith	George Taylor
James Wilson	George Ross	Caesar Rodney	George Read	Thomas McKean	
William Floyd	Philip Livingston	Francis Lewis	Lewis Morris	Richard Stockton	
John Witherspoon	Francis Hopkinson	John Hart	Abraham Clark	Josiah Bartlett	William Whipple
Samuel Adams	John Adams	Robert Treat Paine	Elbridge Gerry	Stephen Hopkins	William Ellery
Roger Sherman	Samuel Huntington	William Williams	Oliver Wolcott	Matthew Thornton	

資料4 「アメリカ独立宣言」第一段落の翻訳

① 福沢諭吉訳（慶応二年、一八六六年）
人生已ムヲ得サルノ時運ニテ一族ノ人民他國ノ政治ヲ離レ物理天道ノ自然ニ從テ世界中ノ萬國ト同列シ別ニ一國ヲ建ル時ニ至テハ其建國スル所以ノ原因ヲ述ベ人心ヲ察シテ之ニ布告セサルヲ得ス

② 中村正直訳（明治六年、一八七三年）

人世ノ間値遇スルトコロノ事變ニ由リテ一邦ノ人民多邦ノ管轄ヲ脱シ自主ノ國トナリ地上各國ト同等ニ相並ビテ性法ニ循ガヒ神法ニ遵ガハント欲スルトキハソノ已ヲ得スシテ自立スル所以ノ故ヲ衆人ニ布告セザルベカラズ

③ 高橋正次郎訳（明治一八年、一八九五年）

夫レ時勢ノ進歩ニ随ヒ甲ノ人民ガ從來乙ノ人民ト結ビタル政治羈絆ヲ解キ宇内諸強國ノ間ニ立テ天然及上帝ガ彼等ニ賦與シタル所ノ不羈平等ノ位置ヲ占有スル必要起ルトキハ彼等ガ分離ヲ爲スノ止ムヲ得ザルニ至リタル原因ヲ告白スルハ世界ノ輿論ニ對スル至當ナル敬禮ナラズヤ

④ 倉持千代訳（昭和四年、一九二九年）

「人事の道程中一民族に取つて彼等を他に結合して居た政治的紐を解き地上の他の列強の間に自然及自然の神の法則が彼等に賦與する獨立平等の地位を獲得する必要が生じた場合、人類の意見に對する禮儀正しき尊敬は彼等が彼等をして獨立を餘儀無くせしめる理由を宣言することを要求する。

⑤ 高木八尺訳（昭和六年、一九三二年）

人類諸般の出來事の行程に於て、一國民が、從來隸屬的關係に立ちし他國民との政治的羈絆を絶ち、自然の法と自然の神の法とにより賦與せらるゝ自立平等の地位を世界の諸國の間に占むる事必要となる場合に、人類一般の意見を尊重する以上、其の國民は、分離を餘儀なくせしめられたる理由を公に聲明す可きである。

⑥ 立教大学アメリカ研究所訳（昭和二五年、一九五〇年）

人類の諸般の出來事の行程において、一國民が、他國民を結合していた政治的羈絆を絶ち、自然の法と自然の神の法とにより、その國民に賦與せられる自立平等の地位を世界の諸國の間に占めることが必要となる場合、人類一般の意見を尊重する以上、その國民は、分離を余儀なくせしめられた原因を公に聲明すべきである。

⑦ 人權思想研究会訳（昭和二五年、一九五〇年）

人事の道程において、一人民にとって、彼らを今まで他の人民に連結していた政治的紐帯を解き放ち、地球上の他の列強の間に、自然および自然の神の法則が、この人民に賦與する獨立平等の地位を引き受けることが必要となる場合、人類の意見に對する禮儀正しき尊敬の念は、彼らをしてこの分離獨立を余儀なくせしめる理由を宣言することを要求する。

⑧ 高木八尺訳（昭和二六年、一九五一年）

人類の發展過程に、一國民が、從來、他國民の下に存した結合の政治的紐帯を断ち、自然の法と自然の神の法とにより賦與される自立平等の地位を、世界の諸

強國の間に占めることが必要となる場合に、その國民が分立を餘儀なくさせられた理由を聲明することは、人類一般の意見に對して抱く當然の尊重の結果である。

⑨ 宮田豊訳（昭和三十一年、一九五六年）

人間の出来事の趨勢において、一國民にとつて、彼らを他國民に結びつけていた政治的羈絆を断つて、自然の法と自然の神の法とによつて与えられる独立平等の地位を世界の列強間に占めることが必要となる場合に於ては、人類の意見に對してそれ相當の尊重を払うには、彼らは、自分たちが分離を余儀なくさせられる理由を、宣明しなければならない。

⑩ 高木八尺訳（昭和四五年、一九七〇年）

人類の發展過程に、一國民が、従来、他國民のもとに存した結合の政治的紐帯^{ちゆうたい}を断ち、自然の法と自然の神の法とにより賦与される自立平等の地位を世界の諸強國の間に占めることが必要となる場合に、その國民がその離脱・自立を余儀なくさせられた理由を聲明することは、人類一般の意見に對して抱く當然の尊重の結果である。

⑪ 齊藤真訳（昭和五六年、一九八一年）

人類の歴史において、ある國民がいままで彼らを他國民の下に結びつけていた政治上の束縛をたちきり、地上各國の間に於て、自然の法や自然の神の法によつて本来当然与えられるべき独立平等の地位を主張しなければならなくなる場合がある。そうした場合、人類の意見をしかるべく尊重しようとするならば、その國民が独立せざるをえなくなつた理由を、公けに表明することが必要であらう。

⑫ 土田宏訳（昭和五七年、一九八二年）

人類の發展過程に、一國民が従来彼らを他國民と結びつけていた政治的紐帯を断ち切り、自然の法と自然の神の法とにより当然賦与されるべき独立平等の地位を、世界の諸強國の間に占めることを主張することが必要になる場合がある。そのような場合、その國民が独立を余儀なくさせられた理由を聲明することは、人類一般の意見をしかるべく尊重しているからである。

⑬ 友清理士訳（平成一三年、二〇〇一年）

人の営みにおいて、ある人民にとつて、他の人民と結びつけてきた政治的な絆を解消し、自然の法や自然の神の法によつてその資格を与えられている独立した、對等の地位を地上の各國のうち得ることが必要となるとき、人類の意見をしかるべく尊重するならば、その人民をして分離へと駆り立てた原因を宣言することが必要とされるだろう。